

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	児童手当等の支給に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

吉田町は、児童手当等の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

静岡県吉田町長

公表日

令和6年9月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当等の支給に関する事務
②事務の概要	<p>児童手当法に基づき、児童手当受給者の認定審査、児童手当受給者・児童の管理を行っている。また、受給者に関して、児童手当の支給を行っている。</p> <p>① 児童を養育する親等からの認定請求を受け付け、審査を行い「認定・却下」を決定し、結果を通知</p> <p>② 受給者から額改定請求を受け付け、審査を行い「認定・却下」を決定し、結果を通知</p> <p>③ 転出や死亡など住民票の異動に伴う申請を受け、受給資格を消滅</p> <p>④ 児童手当を受給者の口座に振込み</p> <p>⑤ 年1回、現況届を受け付け、審査内容を受給者情報に記録し、当年度の所得に応じて「児童手当」か「特例給付」か「支給事由消滅」かを判定</p> <p>⑥ 一定期間、現況届の提出がない場合、支払を差し止めし、受給者に通知</p> <p>⑦ 児童の年齢到達(中学校卒業)に伴い、受給資格消滅又は額改定を行い、受給者に通知</p> <p>児童扶養手当法に基づき、児童扶養手当受給者の資格管理、現況届等の受付を行い、受給者世帯の住民情報、所得情報及び年金情報を照会し、資格確認及び支給処理を行っている。</p>
③システムの名称	児童手当システム、団体内統合統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当受給者情報、児童扶養手当関係綴	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表の81の項</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(別表省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)第44条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p>＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(照会ができる根拠規定) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106、107の項</p> <p>(提供ができる根拠規定) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、125、141、161の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来課 児童福祉部門
②所属長の役職名	こども未来課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 行政部門 静岡県榛原郡吉田町住吉87番地 TEL 0548-33-2132
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	こども未来課 児童福祉部門 静岡県榛原郡吉田町住吉87番地 TEL 0548-33-2153

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月1日	II 1 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	
令和2年9月1日	II 2 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	II 1 いつ時点の計数か	令和2年9月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	II 2 いつ時点の計数か	令和2年9月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	
令和4年6月1日	I 1②	⑤ 年1回、現況届を受け付け、記入内容を受給者台帳に登録し、当年度の所得に応じて「児童手当」か「特例給付」かを判定	⑤ 年1回、現況届を受け付け、審査内容を受給者情報に登録し、当年度の所得に応じて「児童手当」か「特例給付」か「支給事由消滅」かを判定	事後	
令和4年9月1日	I 1②	具体的には、①…⑦…受給者に通知	①…⑦…受給者に通知…児童扶養手当法に基づき、児童扶養手当受給者の資格管理、現況届等の受付を行い、受給者世帯の住民情報、所得情報及び年金情報を照会し、資格確認及び支給処理を行っている。	事後	
令和4年9月1日	I 2③	児童手当システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	児童手当システム、団体内統合統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	事後	
令和4年9月1日	I 2	児童手当受給者ファイル、児童情報ファイル	児童手当受給者情報、児童扶養手当関係綴	事後	
令和4年9月1日	I 3	番号法第9条 別表第一 56の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44条	番号法第9条 別表第一 37及び56の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第29条及び第44条	事後	
令和4年9月1日	I 4②	(照会ができる…番号法第19条第7号 別表第二 74及び75の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第40条… (提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第二 ……	(照会ができる…番号法第19条第8号 別表第二 57、74及び75の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第31条及び第40条… (提供ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第二 ……	事後	
令和4年9月1日	II 1 いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	令和4年9月1日 時点	事後	
令和4年9月1日	II 2 いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	令和4年9月1日 時点	事後	
令和5年4月1日	I 1③ システムの名称	児童手当システム、団体内統合統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	児童手当システム、団体内統合統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム	事後	
令和5年9月1日	II 1 いつ時点の計数か	令和4年9月1日 時点	令和5年9月1日 時点	事後	
令和5年9月1日	II 2 いつ時点の計数か	令和4年9月1日 時点	令和5年9月1日 時点	事後	
令和6年9月1日	II 1 いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点	令和6年9月1日 時点	事後	
令和6年9月1日	II 2 いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点	令和6年9月1日 時点	事後	
令和6年9月1日	I 3	番号法第9条 別表第一 37及び56の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第29条及び第44条	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表の81の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(別表省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第44条	事後	
令和6年9月1日	I 4②	(照会ができる根拠規定)番号法第19条第8号 別表第二 57、74及び75の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第31条及び第40条 (提供ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第二 26、30及び87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条及び第44条	(照会ができる根拠規定) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106、107の項 (提供ができる根拠規定) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、125、141、161の項	事後	